

コミュニティふれあい銭湯入浴料金の改定について

☞ 中央区内の8公衆浴場で実施しているコミュニティふれあい銭湯の入浴料金を改定する。

内 容

(1)趣旨

東京都入浴料金統制額（入浴料金）の引上げに伴い料金を改定する。

〔参考〕平成20年 大人450円 → 令和6年度 大人550円

現行のコミュニティふれあい銭湯入浴料金については平成20年設定

(2)改定額、適用開始日

入浴料金（令和7年4月実施分より適用開始）

	現 行	改定後
在住・在勤	1 0 0 円	2 0 0 円
65歳以上の 敬老入浴証持参者	0 円	0 円
小学生以下	0 円	0 円

※ 65歳以上の敬老入浴証持参者及び小学生以下は変更なし

〔コミュニティふれあい銭湯〕

世代間の交流や在住・在勤者のふれあいを通じてコミュニティ意識を育むため、月2回（毎月第2・4水曜日）区内公衆浴場において実施している。

(3)コミュニティふれあい銭湯実施方法

東京都公衆浴場生活衛生同業組合中央支部へ委託し、組合に加入する区内公衆浴場において実施する。

令和7年度は7浴場で実施予定。（入船湯が令和7年3月末で営業終了するため）

(4)周知方法

各浴場内でのお知らせの掲出や区のおしらせ、区HPで周知する。

また、町会・自治会へ通知を行う。